

Aoba NEWSLETTER

V o l. 91

2022年08月15日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

- 1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
- 2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
- 3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉グループ拠点:

香港:香港湾仔港湾道30号新鴻基中心3階301室

TEL: (852) 2850 8990 FAX: (852) 2850 7151

北京:北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10)6522 8158 FAX: (86-10)6512 7168

広州:広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

目次

「中華人民共和国独占禁止法」改正要点解釈	
【背景】	4
【影響】	4
【主要内容】	4
【法規リンク】	6
横琴・広東省・マカオ緊密連携エリアの企業所得税優遇政策	7
【背景】	7
【影響】	7
【主要内容】	7
【法規リンク】	8
国務院による広東省・香港・マカオ間の全面協力に関する広州南沙の総体方案の公布	9
【背景】	
【影響】	9
【主要内容】	
【法規リンク】	11

「中華人民共和国独占禁止法」改正要点解釈

【背景】

中国の改正前の「独占禁止法」は 2007 年8月 30 日に可決され、2008 年8月1日から施行された。デジタル経済時代の急速な到来に伴い、前例のない経営モデルや競争制限が多く発生し、中国の独占禁止規則の早急な改正が必要となっている。2022 年6月 24 日、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 35 回会議での採決では「「独占禁止法」の改正に関する決定」を可決し、改正された「独占禁止法」(以下新「独占禁止法」と略す)は、2022 年8月1日から施行される。

【影響】

全般的に、新「独占禁止法」は経済情勢の変化に応じて、時代の流れに合わせた改正がされ、デジタル時代に新たに出現した多くの問題に対応し、制度と条項が新たに追加され、競争秩序をよりよく維持する。また、新「独占禁止法」では、独占的な行為をより厳しく取り締まるようになり、企業の法を犯す場合のコストが大幅に増加する。この点から、企業はリスクをできる限り回避するため、独占禁止法の遵守にもっと注意を払い、独占禁止作業をしっかりと行い、経営や取引中において起こりうる独占禁止問題に注意を払う必要がある。

【主要内容】

新「独占禁止法」は計 36 カ所が改正され、本文では主に今回の改正要点を紹介する。

(一)公正な競争の審査制度を確立し、健全化する

新「独占禁止法」の第5条では、「国家は、公正な競争の審査制度を確立・健全化し、行政機関及び法律法規により公共事務を管理する機能を有する組織が、市場主体の経済活動に関わる規制を制定する際に、公正な競争の審査を行わなければならない」と明確に規定している。

(二)デジタルプラットフォームに対する管理を強化する

新「独占禁止法」第9条では、経営者がデータとアルゴリズム、技術、資本優勢及びプラットフォーム規則などを利用して、本法で禁止されている独占行為をしてはならないことを明確に規定している。 また、第22条では、市場支配地位を有する経営者に対し、データとアルゴリズム、技術及びプラットフォーム規則などを利用して市場支配地位を濫用する行為をしてはならないことを強調している。

(三)「セーフハーバー(安全港)」制度を確立する

新「独占禁止法」第 18 条では、経営者が関連市場における市場占有率が国務院独占禁止執行機関の定める基準を下回ることを証明でき、且つ国務院独占禁止執行機関の定める他の条件に合致する場合は、その垂直的協定の関連問題が禁止されないと定めている。

この規定は法律面から独占協定「セーフハーバー(安全港)」制度を創設し、中小企業が独占協定リスクに対する予測性の向上に役に立つ。

(四)ハブ・アンド・スポーク型協定への管理を規定する

新「独占禁止法」の第 19 条では、「経営者は、他の経営者と組織して独占協定を締結したり、又は他の経営者が独占協定を締結することを実質的に援助してはならない」と規定されている。現実には、独占協定を維持するために、一般参加者の他、仲介役も存在する場面が多いため、多くの独占協定が「ハブ・アンド・スポーク型談合」となっている。仲介役は「ハブ」で、一般参加者は「スポーク」である。改正前の独占禁止法では、規制の重要対象は一般参加者であったが、新「独占禁止法」では、一般参加者が責任を負う必要があるほか、援助を提供する仲介役も関連責任を負う必要がある。

(五)経営者集中審査制度を完全化する

新「独占禁止法」第 32 条では、経営者集中の審査期限について「ストップクロック」制度(停鐘制度)を規定し、経営者が規定通りに書類や資料を提出せず、それにより審査業務を行うのができない場合、また経営者集中の審査に重大な影響を与える新状況、新事実が確認されていないことにより審査業務を行うのができない場合等、独占禁止執行機関は、経営者集中の審査期限の計算を中止することを決定することができると規定されている。

第 26 条では、経営者集中が国務院の定める申告基準に満たさないが、当該経営者集中が、競争を排除、制限する効果がある、又はありうることを証明する証拠がある場合、国務院独占禁止執行機関は経営者に申告を要求することができる。経営者が申告を行っていない場合、国務院独占禁止執行機関は法律に基づき調査を行うものとする。 この規定は、独占禁止執行機関に自主的に申告を要求する権利を与え、競争に実質的な損害を与える集中行為を回避することができる。ただし、この規定は、企業の取引に関するリスクへの評価に対してもより高い要求を出している。

また、第 37 条では、「国務院独占禁止執行機構は、経営者集中の「分類・分級」 「審査制度を健全化し、法に基づき国の経済と民生などの重要分野に関わる経 営者集中の審査を強化し、審査の質と効率を高める」と規定されている。この規 定によって、すべての経営者集中が一律に国家局に受理、審査される現状が変 わり、「分類・分級」審査制度の実施に伴い、今後地方執行機関も経営者集中 の審査により大きな役割を果たすようになる。

(六)違法行為への処罰力を強化する

新「独占禁止法」第7章の法律責任部分は関連違法行為に対する罰金額を大幅に引き上げ、独占行為に対して、会社のみならず、関連責任者も処罰する「二重処罰制度」を実行するとともに、信用喪失による懲戒、刑事責任などより多くの違法処罰責任の形式を増加する。

例えば、独占協定について、改正前の独占禁止法では、合意が成立し実施された場合は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、前年度の売上高の1%以上 10%以下の罰金を処するほか、実施されていない場合は、50 万元以下の罰金を処する。一方、新「独占禁止法」第 56 条では、合意が成立し実施された場合は、前年度に売上がなくても、500 万元以下の罰金、実施されていない場合は 300 万元以下の罰金を処することができると調整されている。

違法な経営者集中行為に対して、改正前の独占禁止法で定めされた罰金の上限は 50 万元で、多くの企業にとって拘束力はない。 一方、新「独占禁止法」第 58 条では、違法な経営者集中で、競争を排除、制限する効果がある場合、前年度の売上高の 10%以下の罰金を処することができる。たとえ競争を排除、制限する効果がない場合でも、処罰額が 500 万元以下に達することができると規定されている。

【法規リンク】

全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和国独占禁止法」の改正に関する決定

http://www.gov.cn/xinwen/2022-06/25/content_5697697.htm

¹ 経営者集中の分類審査とは、独占禁止執行機関が異業種の経営者集中の特徴に注目し、分類して審査を行い、また法に基づき民生、金融、科学技術、メディアなどの重点業種と分野における経営者集中の審査を強化することを指す。 経営者集中の分級審査とは、異なるレベルの独占禁止執行機関が異なる規模またはタイプの経営者集中を審査することを指

横琴・広東省・マカオ緊密連携エリアの企業所得税優遇 政策

【背景】

横琴・広東省・マカオ緊密連携エリア(以下「連携エリア」という)の建設を支援するため、2022 年5月に財政部と国家税務総局から、「横琴・広東省・マカオ緊密連携エリアの企業所得税優遇政策に関する通知」(財税[2022]19 号、以下「本通知」という)を発表した。本通知は2021年1月1日から実施された。

【影響】

本通知に基づき、条件を満たした産業に対して 15%に引き下げられた税率で企業所得税を納付することとなり、海外投資による所得に対して企業所得税が免除され、固定資産の加速償却などの税制優遇措置が打ち出され、市場関係者、特にマカオ資本系企業2の連携エリアを建設するための参加意欲と自信が大いに高められることとなる。

【主要内容】

一、連携エリアに所在する条件を満たした産業企業に対し、15%に引き下げられた税率で企業所得税を納付することとなる。

この優遇措置を享受するには、以下の条件を満たす必要がある。

(一)『横琴・広東省・マカオ緊密連携エリアの企業所得税優遇目録(2021 年版)』 (以下「優遇目録」という)で規定された産業プロジェクトを主要事業とし、その主要事業から得られた所得が総所得の 60%以上を占めていること。優遇目録には、ハイテク産業、科学・教育研究開発産業、漢方薬産業、医薬衛生産業、その他のマカオブランド工業、文化・展示会・商業貿易産業、観光産業、現代サービス産業、現代金融産業の9産業、合計 150 項目が含まれている。

(二)実質的な運営が行われていること。実質的な運営とは、企業の実際の経営機構が協力区にあり、且つ当機構で企業の生産と運営、人員、会計、財産に対して実質的な全体管理と制御が行われていることを指す。

² マカオ資本系企業とは、通常は、マカオの投資者が、中国内陸地域で投資し、設立された企業のことを指す。

二、協力区に設立された**観光産業、現代サービス産業、ハイテク産業の企業**が、 海外新規直接投資から得られた所得に対し、企業所得税が免除されることとなる。

海外新規直接投資から得られた所得は、以下の条件を満たす必要がある。

- (一) 新たな海外分枝機構から取得した営業利益、または持株比率が 20%を超える(20%を含む)海外子会社から取得された海外新規直接投資に対応する配当所得。
- (二)投資対象国(地域)の企業所得税の法定税率が5%を下回らないこと。

三、協力区に設立された企業に対し、新たに購入した(自己建設、自己開発を含む)単価が500万元を超えない(500万元を含む)固定資産または無形資産は、課税所得の計算において、当期のコスト費用として一括で控除することが認められ、年度毎に減価償却費を計算することがなくなる。また、新たに購入した(自己建設、自己開発を含む)単価が500万元を超えた固定資産または無形資産は、減価償却の期限を短縮することができ、もしくは加速償却することができる。

【法規リンク】

「財政部 税務総局による横琴・広東省・マカオ緊密連携エリアの企業所得税優遇政策に関する通知」(財税[2022]19号)

http://czt.gd.gov.cn/shuishou/content/post_3942147.html

国務院による広東省・香港・マカオ間の全面協力に関す る広州南沙の総体方案の公布

【背景】

広州南沙における広東省・香港・マカオ(グレーターベイエリア)重要な協力プラットフォームの建設を加速させ、「広東省・香港・マカオグレーターベイエリアの発展計画要綱」の戦略的配置を貫徹、実行するため、国務院は 2022 年6月 14 日に「世界に向けた広東省・香港・マカオ間全面協力の深化に関する広州南沙の総体方案」(以下「南沙方案」と略称する)を公布した。

【影響】

「南沙方案」は、昨年公布された横琴連携エリア(「横琴・広東省・マカオ深度連携エリア建設総体方案」)、前海合作区(「前海深セン・香港現代サービス業合作区の改革開放の全面進化に関する方案)の方案に続いて、国務院によるグレーターベイエリアに対する重要な戦略的配置となり、南沙の建設開発を推進するための指導的役割を担う文書である。その中では、南沙の建設開発をめぐって5つの任務が提示された。

【主要内容】

任務1:科学技術イノベーション産業協力基地を建設

当任務には、4つの方面が含まれている: 広東省・香港・マカオ間の科学技術共同イノベーションの強化、重大な科学技術イノベーションプラットフォームの建設、ハイテック産業の育成・発展、国際ハイエンド人材集約の推進の4つがある。その中で、よりよく産業投資を誘致し、香港・澳門人材の集約を推進するために、「南沙方案」では、以下の税収優遇政策を打ち出した:

- ① 南沙におけるハイテック重点業界の企業に税務上欠損の繰越可能年限をさらに延長する。
- ② プロセスに従って奨励産業リストを制定し、先行エリア(現時点は、南沙湾、慶盛中枢、南沙中枢3つのエリアがある)における奨励類産業に属する企業は 15%の企業所得税 優遇税率(一般企業は 25%)を適用できる。
- ③ 南沙で勤務する香港・マカオ住民に対して、個人所得税の香港・マカオの個人所得税 負担額を上回る部分を免除する。

任務2:青年の起業・就業プラットフォームを構築

当任務では、青年のイノベーション・起業の協同推進、実習及び就業に対する保障レベルの向上、青少年の人文交流の強化という3つの方面から、香港・マカオ青年の南沙での学習、仕事、居留、生活、起業、就業などに利便を提供することが要求されている。

任務3:ハイレベル対外開放ポータルを目指し共同で構築

当任務には、中国企業の「走出去³」総合サービス基地の建設、国際航空物流ハブとしての機能強化、国際経済協力の強化、新しい国際交流のプラットフォームの構築という4つの方面が含まれている。

そして、任務では、広州、特に南沙の優位産業と市場基盤に依拠し、香港・マカオと連携して対外経済貿易協力を絶えず深化させ、機能の相互補完、転位発展の原則に基づき香港国際海運センターの役割と海事専門サービスの優位性を十分に発揮し、香港・マカオ商工会・協会が南沙に代表処を設立するよう誘導し、日本、韓国、ASEAN、RCEP、一帯一路に関与する諸国などの国との国際経済協力を強化するよう要求している。

任務4:規則・メカニズムの接続・結び付けの先進地の構築

この任務には、国際的な一流ビジネス環境の構築、金融市場の相互接続の秩序よく推進、公共サービスと社会管理の相互接続レベルの向上という3つの方面が含まれている。

その中、まずは、「放管服」改革を深化させ、市場化・法治化・国際化のビジネス環境を持続的に構築することを要求している。そして、条件に合致する香港・マカオの投資家が法に基づいて証券会社、先物会社、基金会社などのライセンスが必要な金融機関の設立を申請することを支持し、広東省・香港・マカオの3つの地域で社会保障の連携を強化し、南沙で勤務・生活をしている香港・澳門住民の市民としての待遇享受を推進し、香港・澳門住民の社会保障措置の国境を越えた可搬性を高めることを求めている。

_

³ 「走出去(=走出去戦略)」とは、中国の、対外開放政策における従来の外資導入(引進来)だけではなく、2000 年ごろから 対外投資に対しても積極的に推進されてきた、対外投資を促進するための国家戦略。

任務5:質の高い都市開発のベンチマークとして確立

この任務には、都市計画・建設分野での協力強化、スマートシティ・建設の着実な推進、広東省・香港・マカオ間の教育分野での協力の着実な推進、香港・マカオ住民の医療・養老の利便性の提供、生態環境の共同建設・予防・整備の強化の5方面が含まれている。

「南沙計画」は、関連部門は主要政策の実施、主要プロジェクトの手配、制度メカニズムの革新において指導と支援を行い、広東省・香港・マカオグレーターベイエリア建設指導グループはそれに対して統一的な計画策定・調整を強化し、サービスを追跡し、実施監督を強化し、広東省政府は香港、マカオとコミュニケーション・調整を強化し、広州市政府は主な責任を果たし、各任務の実施を確実に推進するように要求している。

【法規リンク】

国務院「世界に向けた広東省・香港・マカオ間全面協力の深化に関する広州南沙の総体方案」

http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-06/14/content_5695623.htm

11

^{4 「}スマートシティ」とは、ICT(情報通信技術)や AI(人工知能)などの先端技術や、人の流れや消費動向、土地や施設の利用状況といったビッグデータを活用し、エネルギーや交通、行政サービスなどのインフラ(社会基盤)を効率的に管理・運用する都市の概念。